

高知県優良建設工事施工者表彰 実施要領

第1. 目的

この要領は、県が発注した建設工事のうち、優秀な成績で完成させた建設工事（以下「優良工事」という。）を評価し、施工した建設業者（以下「企業」という。）と技術者等を表彰することにより、県内の企業の健全な育成と技術の向上を図るとともに高品質の社会資本を確保し、広く県民に公共事業や建設業の社会的役割について知らせ、理解を深めてもらうことを目的とする。

第2. 表彰の対象工事

表彰の対象工事は、高知県内の企業が受注した工事で、単体で施工した工事の場合は次の(1)から(3)までの全てを満たす工事、共同企業体で施工した工事の場合は、次の(1)から(4)までの全てを満たす工事とする。

- (1) 当初請負金額が5百万円以上の工事であること。
- (2) 表彰年度の前年度に完成した工事であること。
- (3) 高知県建設工事成績評定要綱、高知県建築工事成績評定要綱に基づく工事成績の評定点が80点以上の工事であること。
- (4) 共同企業体による工事の場合は、代表構成員が県内の企業に限るものであること。

第3. 表彰の対象者

表彰の対象は、次に該当する企業、現場代理人、主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）とする。

- (1) 企業は、優良工事を施工した者（共同企業体の構成員も含む）で、高知県内に主たる営業所を置く者であること。
- (2) 現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）は、工事の始期から完成までの期間の半分以上を超過して従事した者であること。
- (3) 工場製作を含む工事においては、前項によらず、工場と工事現場の現場代理人及び主任技術者等（共同企業体構成員の主任技術者等を含む）が異なる場合、どちらか1名とする。

第4. 表彰への応募

この表彰は、応募により行うものとし、応募要件は次のとおりとする。

(1) 企業の応募要件

① 次のアからエの全てを満たした企業とする。

ア 第2に該当する工事を施工した企業又は共同企業体の構成員であること。

イ 応募対象工事の実施期間の属する年度中に建設業法の監督処分、高知県建設工事指名停止措置要綱に基づく指名停止及び指名回避措置基準要領に基づく指名回避（以下「処分」という。）を受けていない企業（共同企業体の場合は全ての構成員）であること。

なお、「応募対象工事の実施期間の属する年度中」の考え方は、別紙参照のこと。

ウ 表彰年度の前年度に完成した工事の工事成績評定が全て 65 点以上の企業（共同企業体の場合は全ての構成員）であること。

エ 高知県暴力団排除条例(平成 22 年高知県条例 36 号)第 2 条 1 号に規定する暴力団、同条第 3 号に規定する暴力団員等又は別紙に定めるものに該当しない企業（共同企業体の場合は全ての構成員）であること。

② 表彰年度の始期から表彰式当日までに次のいずれかの要件に該当するようになった場合は、その時点で応募を無効とする。

ア 第 4 (1) ①イに記載した処分を受けたとき。

イ 企業（共同企業体の場合は全ての構成員）が施工した工事で死亡事故等重大な事故を起こしたとき。

ウ 企業（共同企業体の場合は全ての構成員）が施工した工事の工事成績評定で 65 点未満があったとき。

エ 第 4 (1) ①エについては、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 4 条第 1 項に基づき高知県警察本部へ照会を実施し、該当することが判明したとき。

オ その他応募を無効とするに十分な理由がある場合。

(2) 応募要件の例外

表彰対象工事を施工した企業が倒産、廃業している場合には、現場代理人、主任技術者等（ともに従事期間が工事の始期から完成までの期間の半分を超えていること）の応募を認める。ただし、共同企業体の構成員の一部が倒産、廃業した場合は除く。

(3) 応募の件数

1 企業当たり、1 件（応募件数には、共同企業体の構成員分も含む。）とする。

(4) 応募手続き等について

応募案内を別途作成して技術管理課ホームページに掲載する。

第 5. 表彰の種類等

優良建設工事として表彰する工事は次の 2 種類とする。

(1) 高知県知事賞 (5 件程度)

(2) 優良賞 (10 件程度)

ただし、表彰件数については応募件数や審査結果によって増減することがある。

第 6. 表彰の選考等

表彰の選考は次により行うものとする。

(1) 表彰する工事は、応募のあった工事から選考するものとする。

(2) 審査会の委員は、農業振興部、林業振興・環境部、水産振興部、土木部から建設検査

- 長が選任したもので構成する。審査会の会長は、建設検査長とする。
- (3) 審査会は、構成員の3分の2以上の出席により成立するものとする。
 - (4) 審査会は、応募資料及び発注機関の意見書を参考に選考する。
 - (5) 審査会の選考結果を基に知事が高知県知事賞、優良賞の受賞工事（企業及び主任技術者等）を決定する。

第7．表彰の方法及び効力

表彰は知事名の賞状を授与し、その効力は授与をもって発現する。

第8．表彰効力の失効

表彰の受賞日以降に次のいずれかに該当した場合は、表彰の効力が失効するものとする。

- (1) 受賞工事又は受賞企業が次の各号のいずれかに該当することとなった場合。

この場合は、現場代理人、主任技術者等に対する表彰も効力を失うものとする。

 - ① 受賞工事の工事成績評定が高知県建設工事成績評定要綱第10条（評定の修正等）による修正で、80点未満となった場合。
 - ② 表彰実施年度の表彰日以降、当該年度末までに受賞企業が第4(1)②アからエのいずれかに該当することが判明した場合。
 - ③ 受賞工事において、粗雑が発覚し処分を受けた場合。
 - ④ 受賞工事において、当該工事が原因の事故が発覚し処分を受けた場合。
- (2) 過去に表彰を受賞した企業において、過失による粗雑工事（重大な瑕疵）、工事が原因での事故、贈賄、独占禁止法違反、競売入札妨害、談合、高知県暴力団排除条例違反及びその他表彰の効力を失うに十分な理由があるもの（以下「不正行為等」という。）が認定され、その処分（指名停止4月以上の期間）を受けた場合。

この場合、失効の対象は、次の①又は②の遡及期間のいずれか長い方とする。

 - ① (2)の不正行為等が認定された年度から不正行為等による処分を受けた年度の前年度までの受賞工事。
 - ② 不正行為等による処分を受けた前年度から過去5年間の受賞工事。

なお、この場合の現場代理人、主任技術者等への表彰効力については、現場代理人、主任技術者等が不正行為等に関与している場合を除き、表彰の効力は残るものとする。
- (3) その他表彰の効力を失うに十分な理由がある場合。

この場合の現場代理人、主任技術者等の表彰効力については、事案の重要性を勘案したうえで判断を行う。

第9．受賞工事の写真掲示等

受賞工事の写真を県庁玄関ロビー及び土木事務所等に掲示するとともに受賞工事の応募資料等はホームページ等でPRに活用する。その際には、表彰理由に関するコメントを添付する。

第10. 受賞企業によるプレゼンテーション

受賞が決定した企業のうち特に優秀であった者は、第1に規定した目的に寄与するために県が主催する発表会において、土木技術者や学生等を対象に受賞工事の成果等についてのプレゼンテーションを実施するものとする。

第11. 表彰に関する事務

当該表彰の応募、審査会、表彰式及び発表会等の事務は、民間事業者に委託することができる。

第12. その他

この要領に定めるものの他、必要な事項については、別途に定める。

附則

- 1 この要領は平成25年 6月 6日から施行する。
- 2 要領第8の「表彰効力の失効」(2)については、平成25年6月6日以前の不正行為等による処分事案については適用しない。
- 3 この要領は平成26年 5月22日から施行する。
- 4 この要領は平成28年 4月15日から施行する。

別 紙

(第4(1)①イの関係)

処 分	対象工事の実施期間 (工期)
(前年度)	応募対象年度
この期間に完成した工事は、応募対象外	

(第4(1)①エの関係)

- ア 高知県暴力団排除条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
- イ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの
- ウ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
- エ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
- オ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- カ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの
- キ 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの
- ク 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの
- ケ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの